

福知山市防犯カメラ設置事業補助金Q & A

Q1 . 補助金の交付を受けることができる対象者は？

自治会、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織など地域活動を行う団体（以下地域団体といいます。）が対象です。

Q2 . 「防犯カメラ」の要件を教えてください。

次の要件を満たす防犯カメラです。

- ・地域の防犯を目的としたもの。
 - ・公共の場所（道路、公園等不特定多数の人が自由に行き来する場所）を撮影するもの。
 - ・特定の場所に固定してあるもの。
 - ・録画機能のあるもの。
- （SDカードやハードディスクといった画像記録媒体に画像を保存するもの）

Q3 . 不法投棄を監視するカメラは補助対象となりますか。

防犯カメラは、地域の防犯を目的とした地域防犯活動を補完するために設置するものであるため、「監視」を目的としたカメラは対象外です。このほかにも、公民館駐車場などへの無断駐車や、敷地内を抜け道として使われないように監視するといったものも、施設管理目的であるため、補助対象外になります。

ただし、道路や公園等の不特定多数の人が利用する場所を撮影し、侵入窃盗や車上ねらい、子どもや女性に対する声掛け事案等を抑止することが主たる目的である場合は、撮影範囲にゴミステーションや店舗などの監視を目的に含んでいても、補助金の対象となります。

Q4 . 「防犯カメラ」の基準はありますか。

基準は、次のとおりです。

- ・地域団体が所有し、設置したものであること。
 - ・地域団体の総会、役員会等における議決等により、防犯カメラの設置について地域の合意があること。
 - ・防犯カメラの設置及び運用に関する規程を策定していること。 ※1
- ※1 個人のプライバシーの保護に十分配慮してください。

Q5 . 補助対象の防犯カメラはどのようなものですか。

防犯カメラは、大きく分けて「録画一体型」と「集中管理型」に分かれます。

○ 録画一体型 カメラと録画装置が一体となっているもの。または同じ場所に

設置されているもの

○ 集中管理型 有線または無線で離れた場所に設置している録画装置に画像を転送する方式のカメラ

なお、レコーダーを別途用意する必要がある「集中管理型」は、維持管理及び警察等からの提供依頼時の作業が煩雑になる恐れや、第三者による不正アクセスやインターネットウィルスの感染等により映像が流出してしまうセキュリティの弱いものがあることから、市ではSDカード内蔵型の録画一体型カメラを推奨しています。

また、常時監視を行うモニター等の設置は、個人情報保護の観点から補助金の対象外としています。

公益社団法人日本防犯設備協会が定める、優良防犯機器認定基準（RBSS 基準）に適合している製品を推奨します。

※設置場所や用途により防犯カメラの種類は様々ですので複数の専門業者に相談してください。

（仕様の目安）

有効画素数：200万画素以上

防水、塵基準：IP66以上

録画日数：7日以上

※設置費用は業者により異なりますので、可能な限り市内業者等に複数見積書を依頼してください。

Q6. 補助対象経費を教えてください。

機器等の購入費や設置工事費が補助対象経費です。また、防犯カメラの設置を示す看板の作成費や設置も対象となります。

（1）購入費（例）

防犯カメラ、録画装置

（2）工事費（例）

防犯カメラ設置用の鉄柱建設費、防犯カメラ、ケーブル等の設置工事費、試験調整費等

（3）看板作成費・設置費

Q7. 補助率（額）を教えてください。

防犯カメラ購入・設置工事費の合計額2分の1

（1団体につき1回限り、補助金額上限10万円、1,000円未満切捨て）

Q8. 撮影する範囲に決まりはありますか。

防犯カメラは公共の場所の撮影を目的としており、設置にあたっては個人宅などの私的空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう撮影範囲を必要最小限に限定する必要があります。カメラの角度調整を行うなど、プライバシー保護や肖像権に十分配慮して、設置場所や撮影範囲を決定してください。

※防犯カメラの効果を最大限に引き出すための設置位置やプライバシーに配慮した適切な撮影範囲についてアドバイスを受けることができます。

福知山警察署生活安全課（代表番号 0773-22-0110）

Q9. 設置した後の維持管理費用（ランニングコスト）は、補助対象ですか。

設置後の電気料や点検・修繕等の維持管理費用は補助の対象外です。そのため、設置した地域団体でご負担いただく必要があります。

※参考 防犯カメラ維持管理にかかる費用の目安

- ・電気料月約 550 円×12 か月＝6,600 円／年
- ・電柱共架料 1 本当たり 1,540 円（税込）／年 合計約 8,140 円

Q10. 設置後の維持管理はどのようにすればいいですか。

設置後 1 年に 1 度は清掃や故障の有無について点検を行ってください。また、落雷等による故障等も考えられますので、保障内容・保守や定期メンテナンスについて設置の際に、事業者によく確認してください。

Q11. リースやレンタルは、補助金の交付対象ですか。

当該事業は、購入費用の一部を補助する単年度事業のため、地域団体が購入かつ所有した防犯カメラが補助対象となります。従って、分割や月額でのリースやレンタルの防犯カメラは補助の対象外です。

Q12. 補助対象外経費は、どのようなものがありますか。

各種代行手数料（電柱への設置に関する申請書類作成代行手数料等）、各種申請手数料（電柱への設置に関する手数料等）、各種代金振込手数料、予備のSDカード代、将来にわたる保守整備代金等は補助対象外経費です。

なお、個人名義（個人のアカウントを含む。）により物品購入した場合や、個人名義のクレジットカード等により支払いをした場合は補助対象外となりますので、特にご注意ください。

Q13. 防犯カメラが設置されている旨を表示する場所はどこがよいですか。

この表示は、あらかじめ防犯カメラが設置され、撮影していることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるものです。防犯カメラの設置場所付近の

見えやすい場所に表示してください。

また、この表示の仕様については、防犯カメラの運用期間中に表示内容が消失することがないように、耐用性のあるものにしてください。

例) 防犯カメラ作動中 ○○自治会

Q14. 補助金の交付申請を行った場合は、必ず交付されますか。

補助金は予算の範囲内で交付するものです。そのため、予算上限に達した場合、申請いただいても交付できない場合があります。また、令和9年2月28日までに実績報告することが条件のため、お早目の申請をお願いします。

Q15. 「防犯カメラの設置及び運用に関する規程」はなぜ必要なのですか。

撮影された画像を自由に見ることができ、画像データを取り出せる状況は、プライバシーを侵害する恐れがあります。このため、管理責任者、画像取扱者を指定して、目的・必要性等を踏まえた上で、適切な管理運用を行う必要があります。

このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには、一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

Q16. 「防犯カメラの設置及び運用に関する規程」は、どのように作成すればよいですか。

市では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう「様式例」を作成しました。これを参照いただき、地域団体内で協議してください。

Q17. 工事はどのタイミングで開始できますか。

交付申請書を提出いただいた後、その内容が適当と認められた場合は、市から交付決定交付決定通知書を送付します。工事は、必ずこの通知書が送付された後に開始してください。(補助金の交付決定前に工事を開始した場合は、補助金を交付することができません。)

Q18. 設置後の防犯カメラの移設はできますか。

原則として設置後の移設は想定していません。

Q19. 防犯カメラはどのタイミングで撤去できますか。

補助金交付により設置しているため、5年間は継続して運用してください。修繕が必要な場合は、地域団体の負担により修繕をお願いします。地域団体の都合により5年以内に防犯カメラを撤去する場合は、交付した補助金額を返還して

いただく場合があります。

Q20. 防犯カメラの設置について、地域団体の総会等で話し合わなければならない理由は何ですか。

防犯カメラは、犯罪の防止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民の方への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、総会などで地域の住民の方々の合意を形成していただいた上で設置することが必要です。

Q21. 私道や民有地の使用に対して許可が取れない場合はどうすればよいですか。

土地等使用承諾書の提出がない民有部分については申請を行うことはできません。

Q22. 自治会未加入者も多くいる中で、自治会加入者のみの合意で防犯カメラを設置した場合、自治会未加入者とのトラブルが生じる可能性があります。問い合わせや苦情を受けた場合、どのように対処すればよいですか。

設置後にトラブルとならないよう、自治会内での合意形成をしっかりと行うとともに、個人宅が撮影範囲に入る場合は、事前に承諾を得てください。また、自治会内で防犯カメラの設置及び運用に関する規程を策定し、規程の内容を自治会内で十分周知するとともに、管理責任者等の指示のもと規程に沿った適切な運用を行ってください。

Q23. 警察から画像の提供依頼があった場合、どうすればよいですか。

警察署と地域団体の管理責任者等で調整してください。その他、外部からの画像提供依頼があり提供するか判断に迷った際は、市民課市民生活係（0773-24-7020）までご相談ください。

Q24. 工事業者に見積書の作成を依頼しますが、何か注意することはありますか。

業者によって、購入費及び設置工事費等の金額が異なる可能性があるため、複数から見積を取り寄せましょう。

業者は市の補助事業であることや、今後の維持管理を考慮し市内の事業者を推奨しています。見積書の作成依頼を行う場合は次の点にご注意ください。

【注意点】

- 内訳をしっかりと記載してください。(「〇〇工事一式〇〇〇円」というような、詳細がわからない記載方法は認められません。)
- 見積書に「設置場所」を記載してください。
- 見積書の中に補助対象外経費(関電への申請書類作成代行手数料、電柱への共架手数料など)が含まれている場合は、補助対象外経費を明記するか、補助対象外経費を見積書から除外してください。

【見積書記載例】

見積書	
○自治会長 様	株式会社△△
合計金額(税込) 280,500 円	
【内訳】	
1 設置場所 福知山市〇〇1-2 (〇町内会館前)	
• 防犯カメラ	20,000 円×1 台=20,000 円
• 録画装置	35,000 円×1 台=35,000 円
• 設置工事費	150,000 円
• 諸経費	50,000 円
	小計 255,000 円
	消費税 25,500 円